

出典：裁判所ホームページ (<https://www.courts.go.jp>) の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 55(オ)301	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡	原審事件番号	昭和 52(ネ)237
裁判年月日	昭和 55 年 10 月 28 日	原審裁判年月日	昭和 54 年 12 月 18 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民第 131 号 49 頁		

判示事項	借地法一〇条の規定による建物買取請求権と右建物の賃借人による代位行使の許否
裁判要旨	建物賃借人は、その賃借権を保全するために、建物賃貸人に代位して、土地賃貸人に対する建物買取請求権を行使することは許されない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	上告代理人中田真之助、同守田和正の上告理由第一点ないし第五点について 所論の点に関する原審の認定判断は、原判決の挙示する証拠関係及びその説示に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づいて若しくは判決の結論に影響しない部分について原判決の不当をいうものであつて、いずれも採用することができない。 同第六点について建 <u>物賃借人は、その賃借権を保全するために、債権者代位権に基づき、建物賃貸人に代位して、土地賃貸人に対する建物買取請求権を行使することは許されない、と解するのが相当である。</u> 原判決に所論の違法はなく、所論引用の判例はその変更の必要がない。論旨は、採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 伊藤正己 裁判官 環昌一 裁判官 横井大三 裁判官 寺田治郎)

※参考：判例タイムズ 429 号 93 頁、判例時報 986 号 36 頁、金融商事判例 611 号 8 頁